○厚生労働省告示第三百二十七号

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第七条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める手数料の額（平成十四年厚生労働省告示第二百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月二十四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

検定職種	試験区分	手数料の額
（略）	（略）	（略）
金融窓口サービス	（略）	（略）
接客販売	日本百貨店協会が実施する次の試験に係るもの	
	一　一級	
	実技試験	二九、九〇〇円
	学科試験	八、九〇〇円
	二　二級	
	実技試験	一七、〇〇〇円
	学科試験	八、〇〇〇円
	三　三級	
	実技試験	八、〇〇〇円
	学科試験	八、〇〇〇円
着付け	（略）	（略）
レストランサービス	（略）	（略）
フィットネスクラブ・マネジメント	一般社団法人日本フィットネス産業協会が実施する次の試験に係るもの	
	一　一級	
	実技試験	一九、〇〇〇円
	学科試験	八、九〇〇円
	二　二級	
	実技試験	七、五〇〇円
	学科試験	七、五〇〇円
	三　三級	
	実技試験	五、〇〇〇円
	学科試験	五、〇〇〇円
ビル設備管理	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前

検定職種	試験区分	手数料の額
（略）	（略）	（略）
金融窓口サービス	（新設）	
着付け	（略）	（略）
レストランサービス	（新設）	
ビル設備管理	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）